

第10章 各種教育

1 生涯学習と学校教育

生涯教育の理念は、昭和40年にポール・ラングランによってユネスコの会議で初めて提唱されました。日本においては、平成18年に改正された教育基本法で、その第3条に「生涯学習の理念」が設けられました。それによると「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で学習することができ…（中略）…なければならない。」とあります。現代においては、IT化、グローバル化の進展等、社会・経済の急激な変化に対応し、心豊かで充実した人生を送るために、生涯にわたって学び続けることが求められています。また、教員として、学習を提供する側から児童生徒に生涯学習の能力を身に付けさせるにとどまらず、自らが学習者として学び続ける立場にあることも意識しなければなりません。

生涯学習を進めるには、幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期といったライフステージに応じて進めていく学習と、学校・家庭・地域社会等が相互に連携を図りながら進めていく学習に留意する必要があります。

(1) 生涯学習における学校教育の役割

生涯にわたって学習していくためには、自らの問題を自らの力で解決できる能力（自己教育力）を育成することが大切です。そのためには、まず学校教育において、児童生徒に何をどのように学ぶかという学習の仕方について理解を深めさせることが重要です。

また、今日の少子高齢化、国際化等の社会状況を踏まえ、互いに助け合い、支え合いながら心豊かに生きるため、いわゆる人間としての「生きる力」を育てることが大切です。

(2) 学校・家庭・地域社会の連携

学校は、生涯学習社会を見据え、家庭・地域社会との連携を図り、それぞれの役割と責任を明らかにしながら教育を進めていくことが重要です。

例えば、日常生活において、挨拶や言葉遣いをはじめとして、家族や地域の人々との接し方や協力の仕方等について、学校・家庭・地域社会のそれぞれが、児童生徒の活動場面に即して指導することができるよう、相互の役割を認識し連携することが大切です。

(3) 地域社会における活動

児童生徒が地域等の取組の中で、生活体験、社会体験、自然体験等の様々な活動を行うことで、自ら学び考える力、豊かな人間性、健康・体力等の「生きる力」を育み、自らの新しい価値を見いだしていくことができます。

活動の実施に当たっては、県や市町村並びに社会教育、文化、児童福祉、ボランティア等の関係団体が互いに連携して取り組む必要があります。また、児童生徒の学校外活動の場や機会の充実を目指し、児童生徒が自由に参加できる体制づくりが大切です。

2 国際教育

国際化が一層進展している社会においては、国際関係や異文化を単に理解するだけでなく、自らが国際社会の一員としてどのように生きていくかという主体性を一層強く意識することが必要であると言われていています。

国際教育を進めるに当たっては、単なる指導者としての立場だけではなく、①学習の成果を高める学びの企画・構想者（プランナー）、②学習者をよく理解し、励ますとともに適切な情報や学び方を提供する支援・援助者（ファシリテーター）、③教員相互や関係者と連帯・協力する協働者（コラボレーター）としての役割を果たすことが求められています。

(1) 目指す子供像

国際教育は、次のような三つの力を備えた児童生徒の育成を目指しています。

- ・異文化や異なる文化をもつ人々を受容し、共生することができる。
- ・自らの国の伝統・文化に根ざした自己を確立する。
- ・自らの考えや意見を自ら発信し、具体的に行動することができる。

(2) 指導上の留意点

国際教育は、全教育活動を通して行われることが大切であり、次のような点に留意して指導する必要があります。

ア 各教科等の関連を意識した授業づくり

- ・各教科等においては、自国や外国の歴史・文化の理解と尊重、地球的視野と多様なものの見方、人間尊重と共に生きるという考え方、表現力、コミュニケーション能力といった国際教育の要を意識して指導する。
- ・各教科等で培った基礎的・基本的知識、技能等を、総合的な学習（探究）の時間や学校行事において体験等に結び付け、それらをさらに学ぶ意欲につなげることが求められる。逆に、総合的な学習（探究）の時間等における異文化体験等を、各教科等での学習への関心や学習効果につなげていく。

イ 実践的な態度・能力を育成する授業づくりへの支援

- ・各学校において、地域の実情にあった学習内容や方法を開発し、創意工夫を発揮した特色ある国際教育を展開する。
- ・インターネット等の情報通信技術を、国際教育に積極的に活用していく。

ウ 言語教育の充実

- ・外国語教育は、単に言語運用能力の習得だけを目的とするのではなく、異なる文化や言語をもつ人々とのコミュニケーションという主体的な活動を通じて、自分の考えをもち、それを主張する中で合意を形成していくという態度・能力の育成にも直接に寄与するものである。子供たちの主体的な活動への参加が促されるよう、子供たちの発達の段階を踏まえた話題、題材、素材を扱うなどの工夫を行う。
- ・コミュニケーション能力等すべての知的活動の基盤となるものが国語力である。国際教育に関する取組においても、相手や目的、場面に応じて国語を用いて正確に理解し適切に表現する能力が育成されるようにするとともに、特に、互いの立場や考えを尊重し言葉で「伝え合う力」を高めることを意識して指導していく。

3 外国人児童生徒教育

外国人労働者を受け入れる枠組みとなる「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が平成30年12月に公布され、今後、来日する外国人の増加が見込まれています。それに伴い、日本語指導が必要な外国人児童生徒数が増加するとともに、より多言語化し、一人一人の状況に応じた指導が必要となることが予想されます。学習指導要領総則にも、日本語の習得に困難のある児童生徒に対する日本語指導が明記されています。

外国人児童生徒に対する教育は、外国人児童生徒の日本における生活の基礎となるものです。児童生徒一人一人の日本語能力を的確に把握してきめ細かな指導を行うことにより、外国人児童生徒が、必要な学力等を身に付けて、自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるようにしなければなりません。外国人児童生徒教育を充実するためには、学校管理職、日本語指導担当教師、在籍学級・ホームルーム担任等が協力・連携することが不可欠です。

(1) 学校全体の児童生徒の指導

※高等学校（以下同様）

学びの拠点は、在籍学級（ホームルーム※）です。外国人児童生徒が、在籍学級での学習活動に参加できるようにするためには、そこで児童生徒が安心して学び、生活できることが非常に重要です。外国人児童生徒が学級で受け入れられるためには、「異文化理解」「多文化共生」「人権尊重」等の教育が必要不可欠です。在籍学級のみならず、「違いを認め、互いに助け合える共生を目指した学校」であることこそが大切です。

(2) 学校の受入れ体制づくり

校内の教職員のそれぞれが自分の役割を認識し、共通理解をした上で、連携して教育に当たることが重要です。

(3) 日本語指導・教科等指導について

平成 26 年の制度改正により、日本語指導が必要な児童生徒に対しては、日本語の能力に応じた特別の指導を行うための「特別の教育課程」を編成し、実施することが可能になりました。別の教室等での日本語能力に応じた特別の指導や在籍学級での日本語指導員等の支援を得た指導、在籍学級での担任や教科担任等授業者の配慮による指導等の工夫が考えられます。

なお、外国人児童生徒の指導については、富山県教育委員会作成の「外国人児童生徒教育の手引」や以下の Web サイト等を参考にしてください。

<参考資料・Web サイト>

- 外国人児童生徒教育の手引  富山県教育委員会 平成6～令和6年度
<https://www.kyoinouen.tym.ed.jp/sido/gaikoku>
- 外国人児童生徒受け入れの手引き 改訂版  文部科学省 平成 30 年度
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm
- 外国人児童生徒等教育に関する動画コンテンツについて 文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm
- 帰国・外国人児童生徒教育のための情報サイト「かすたねっと」 文部科学省
<https://casta-net.mext.go.jp>
外国人児童生徒教育のための教材が検索できる。
- 外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA 文部科学省 平成 25 年度
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm
外国人児童生徒の日本語能力を把握し、その後の指導方針を検討する際の参考となる情報を提供している。

※「特別の教育課程」を編成する場合の指導計画・実施報告書の様式例・記入例は、以下のホームページからダウンロードできます。 

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm

4 環境教育

「自然環境や資源の有限性等を理解し、持続可能な社会づくりを実現していくことは、我が国や各地域が直面する課題であるとともに、地球規模の課題でもある。子供たち一人一人が、地域の将来などを自らの課題として捉え、そうした課題の解決に向けて自分たちができることを考え、多様な人々と協働し実践できるよう」求められています。

(中教審答申「学習指導要領改訂の基本的な方向性」平成 28 年 12 月より)

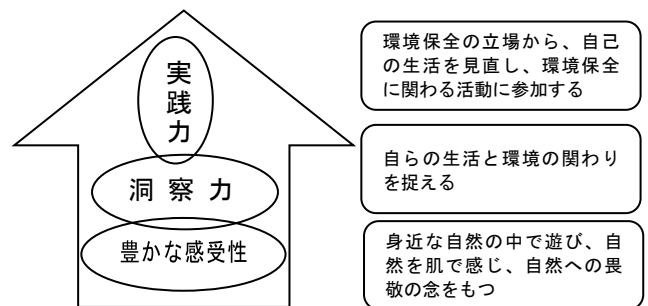
環境学習では、私たちの活動に起因する環境負荷が、地域の環境や地球環境に影響を与えていることについて理解と認識を深め、問題解決に向けて主体的に取り組むことが大切です。

(1) 学習の進め方と留意点

学校における環境教育は、全ての教育活動の中で体験を通して行うことが望ましく、これら相互の関連を図りながら、総合的に取り組むことが必要です。

ア 学校における環境教育は、小学校、中学校、高等学校の各段階を通して行われるため、児童生徒の発達の段階に対応した教材の選択、指導方法の工夫が大切です。

- 小学校低学年・中学年
自然に触れ、自然の事物・現象から感受する活動の機会を多くもたせ、守るべき自然がどのようなものであるかを知らせる。
- 小学校高学年・中学校
環境に関わる事象に直面させ、具体的に



【環境学習の流れ】

認識させるとともに、因果関係や相互関係の把握力、問題解決能力を育成する。

○ 高等学校

環境問題を総合的に思考・判断し、賢明な選択・意志決定が行えるような学習活動を課し、環境保全や環境の改善に主体的に働きかける能力や態度を育成する。

イ 問題解決の能力や態度を育成するには、地域の環境の実態を把握し、具体的な自然環境や社会環境にみられる環境問題を教材として取り扱うことが大切です。

ウ 総合的な学習（探究）の時間を利用して教科の枠を超えた学習を行うために、教師間の共通理解や家庭及び地域社会との連携を図り、協力体制をつくる必要があります。

(2) 内容の取り上げ方

環境教育では、身近な環境事象の中から環境学習の課題を見だし、以下のようなことに留意しながら活動する態度を育成することが必要です。

- 身近な環境事象の学習の対象は、自然事象から社会・文化事象まで多岐にわたるので、体験させることや期待する成果を焦点化する。
- 地域の実態や児童生徒の興味・関心に応じた多様な教材を開発し、児童生徒が主体的に学習を進めることができるようにする。
- 「環境から学ぶ」「環境について学ぶ」「環境のために学ぶ」の三つの視点から教材を把握することに心がける。
 - ・ 環境から学ぶ … 自然観察マップづくり、森の生き物調べ、地形観察等
 - ・ 環境について学ぶ … 指標生物による自然度調べ、酸性雨調査、川の水質調査等
 - ・ 環境のために学ぶ … ごみ減量作戦、省エネ省資源作戦、身近な自然の保全等
- 身近な環境の体験から始めることが適切であるが、地域的・時間的な比較によってより認識を深められるように、映像教材やICT等を活用する。
- 環境教育には関係がないように思える事象でも、別の視点から見ると適切な学習内容になり得るので、地域の素材を環境教育の視点から見直す。

<環境教育で参考になる Web サイト>

- ・ 「環境教育に活用できる学校づくり実践事例集(平成23年9月)」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/1311403.htm

文部科学省が作成した事例集で、環境教育に学校施設を活用している先進的な取組や学校の施設づくりの工夫を紹介している。

- ・ 「教育現場における SDGs の達成に資する取組 好事例集」

https://www.mext.go.jp/unesco/sdgs/koujireisyu_education/index.htm

文部科学省が作成した事例集で、教育現場において取り組まれている SDGs の達成に資する様々な事例を紹介している。

- ・ 「環境学習 Station」 <http://eco.env.go.jp/>

環境省が、環境教育・環境学習に関する情報を総合的に提供している。

- ・ 「環境学習室エコ・ラボとやま」

<https://www.pref.toyama.jp/1730/kurashi/kankyoushizen/kankyou/kj00022729/index.html>

富山県環境科学センターが、環境問題に関する情報を提供している。

- ・ 「公益財団法人 とやま環境財団」 <http://www.t kz.or.jp/>

小学4年生対象の授業「とやま環境チャレンジ10」など県内の環境教育に関する情報を提供している。

- ・ 「環境:川に学ぶ社会を目指して」 <https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/play/kawanimanabu.html>

国土交通省河川局が、川の学習をするための総合的な情報を提供している。

5 情報教育

情報教育とは、児童生徒の「情報活用能力」の育成を目指す教育活動です。

「情報活用能力」は、社会における様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて把握し、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力です。具体的には、①学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、②情報を整理・比較したり、③得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、④必要に応じて保存・共有したりといっ

たことができる力です。さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル等に関する資質・能力等も含まれます。

このような「情報活用能力」を育成することは、将来の予測が難しい社会において、情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくために重要です。そこで、文部科学省委託事業「次世代の教育情報化推進事業『情報教育の推進等に関する調査研究』」では、情報活用能力の育成に関わる事例を学習内容という観点から四つの分類に整理し、「想定される学習内容」と位置付けています。

想定される学習内容	例
基本的な操作等	キーボード入力やインターネット上の情報の閲覧など、基本的な操作の習得等に関するもの 等
問題解決・探究における情報活用	問題を解決するために必要な情報を集め、その情報を整理・分析し、解決への見通しをもつことができる等、問題解決・探究における情報活用に関するもの 等
プログラミング (本事業では、問題解決・探究における情報活用の一部として整理)	単純な繰り返しを含んだプログラムの作成や問題解決のためにどのような情報を、どのような時に、どれだけ必要とし、どのように処理するかといった道筋を立て、実践しようとするもの 等
情報モラル・情報セキュリティ	SNS、ブログ等、相互通信を伴う情報手段に関する知識及び技術を身に付けるものや情報を多角的・多面的に捉えたり、複数の情報を基に自分の考えを深めたりするもの 等

「教育の情報化に関する手引き」－追補版－（令和2年6月）表2-5 情報活用能力育成のための想定される学習内容より

令和6年12月、文部科学省は「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン(Ver. 2.0)」を公表しました。このガイドラインは、生成AI技術の急速な発展に伴い、学校関係者が生成AIの適切な利活用を実現するための参考資料となるよう取りまとめられたものです。具体的には、生成AIの概要や教育利用における方向性、留意点などが示されています。

ガイドラインでは、生成AIが生成する情報はあくまでも参考情報の一つとして捉え、最終的な判断は自身で行うことの重要性が強調されています。また、教育現場での活用においては、児童生徒の発達段階を考慮し、限定的な利用から始めるべきであるとされています。さらに、情報モラル教育の一環として、生成AIの性質や限界について児童生徒に理解させることが重要視されています。

(1) 情報モラル教育

情報化の進展に伴い、インターネットを利用した誹謗中傷やいじめ、個人情報の流出やプライバシーの侵害、インターネット犯罪や有害情報へのアクセス、ウイルス被害、ネット依存等、児童生徒に悪影響を与える情報化の「影」の部分が大きな問題となっています。これらの背景として、情報過多及びその質の多様化により、「必要かつ信頼性の高い情報を選択することの難しさ」「疑似体験と実体験との混同」「人間関係の希薄化」「真の生活体験、自然体験の不足」等、情報社会の様々な要因が考えられます。

こうした問題を踏まえた上で、「情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度」である「情報モラル」について指導することが重要です。

一人一人が情報の発信者となる現代においては、個人情報の保護や著作権に対する正しい認識をもつこと、悪質な行為は許されないこと等、個人情報やセキュリティについての理解が必要です。特に、インターネット利用に関しては、SNS等で他人の悪口を書き込む、勝手に他人の個人情報を載せる、なりすましメールやなりすまし投稿をする、迷惑メールやチェーンメール、コンピュータウイルスをまき散らすなどの行為が、情報に限らず、人としてのモラルに反する行為であることを意識させることが重要です。また、自分の健康や将来と

いう観点からも、インターネットを使用する時間を決めて、規則正しい生活を送ることの大切さを理解させることが大事です。そのためにも、保護者と連携して、インターネットを使用する上での家庭でのルールづくりやフィルタリングの設定を行うことが重要です。

さらに、コンピュータ等を通して体験するものはあくまで間接体験や疑似体験であって、現実の生活体験、社会体験、自然体験こそが大切であることを理解させる必要があります。コンピュータ等の情報通信機器はあくまで自分を助ける「道具」であること、そして、自らの考えをもち、自ら判断し、自らの責任において行動することが大切であることを十分理解させなければなりません。情報モラル教育のねらいは、出会うかもしれない危険をうまく避ける知恵を与えるだけでなく、情報化の「影」の部分を理解した上で、情報社会の特性の理解を進め、自分自身で的確に判断する力を育成することにあります。

<情報モラルの指導で参考になる Web サイト>

・「情報モラル教育の充実等」文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm

・「ネットいじめの未然防止及び解決に向けた指導と対応:校内研修シリーズ No45」

独立行政法人教職員支援機構

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/045.html>

(2) プログラミング教育

プログラミング教育で育む資質・能力は、学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力の一部であり、全ての学校段階の学習指導要領の総則において、情報活用能力を育成することと記載されています。

ア 小学校

令和2年度から全面実施された小学校学習指導要領ではプログラミング教育が導入されました。小学校におけるプログラミング教育のねらいは①「プログラミング的思考」（自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力）を育むこと、②プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピュータ等の情報技術によって支えられていること等に気付くことができるようにするとともに、コンピュータ等を上手に活用して身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度を育むこと、③各教科等の内容を指導する中で実施する場合には、各教科等での学びをより確実なものとするための三つが挙げられています。

プログラミングに取り組むことを通じて、児童がおのずとプログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得したりするといったことは考えられますが、それ自体をねらいとしているのではないことを押さえておかななくてはなりません。また、学習指導要領では児童にプログラミングを体験させることが求められており、プログラミング教育全体において児童がコンピュータをほとんど用いないことは望ましくないことに留意する必要があります。

プログラミング教育に関する具体的な取組として、学習指導要領においては算数科の正多角形の作図（小5）、理科の電気の性質や働き（小6）等が例示されていますが、それ以外の教科・学年・単元等でもプログラミング教育を取り入れることが可能です。

なお、プログラミング教育に関する詳しい内容は令和2年2月に文部科学省で作成された「小学校プログラミング教育の手引（第三版）」を参考にしてください。

イ 中学校

令和3年度から全面実施された中学校学習指導要領では、技術・家庭科の技術分野において、プログラミングに関する内容の充実（「計測・制御のプログラミング」に加え、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」について学ぶ）が図られました。詳しい内容については、「中学校学習指導要領解説 技術・家庭編」（文部科学省 平成29年7月）を参考にしてください。

ウ 高等学校

令和4年度から年次進行で実施された高等学校学習指導要領では、共通必履修科目「情報Ⅰ」において、すべての生徒がプログラミングのほか、ネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学ぶよう内容の充実が図られました。詳しい内容については、「高等学校学習指導要領解説 情報編」（文部科学省 平成30年7月）を参考にしてください。

(3) 教科等の指導におけるICT活用場面と教員の指導力

教科等の指導におけるICT活用とは、教科の学習目標を達成するために、教員や児童生徒がICTを活用することです。学習指導要領解説には、各教科等においてICT活用の例が示されています。これらは、以下の三つに分類することができます。

ア 学習指導の準備と評価のための教員によるICT活用

よりよい授業を実現するために、教員がICTを活用して授業の準備を進めたり、教員が学習評価を充実させるためにICTを活用したりすることができます。

イ 授業での教員によるICT活用

教員が授業のねらいを示したり、学習課題への児童生徒の興味・関心を高めさせたり、学習内容を分かりやすく説明したりするために、教員による指導方法の一つとしてICTを活用することができます。

ウ 児童生徒によるICT活用

教科内容のより深い理解を促すために、児童生徒が、情報を収集・選択したり、文章や図・表にまとめたり、表現したりする際に、あるいは、繰り返し学習によって知識の定着や技能の習熟を図る際に、ICTを活用することができます。

教員に求められるこれらの指導力は、「教員のICT活用指導力チェックリスト」※に示されており、自己チェックをしたり、指導例を参考にしたりすることができます。

学習指導の効果を高めるICT活用のためには、ICT活用と教員の指導力との関連を意識する必要があります。単に授業でICTを活用すれば教育効果が期待できるものではありません。「ICTそのものが児童生徒の学力を向上させる」のではなく、「ICT活用が教員の指導力に組み込まれることによって児童生徒の学力向上につながる」のであり、ICT活用のタイミングや活用する上での創意工夫等、教員の指導力が教育効果に大きく関わっていると考えられます。

※「教員のICT活用指導力チェックリスト」 文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416800.htm

(4) 学習場面に応じたICT活用の分類例

ICTを効果的に活用した学習場面は、「一斉指導による学び（一斉学習）」、「子供たち一人一人の能力や特性に応じた学び（個別学習）」、「子供たち同士が教え合い学び合う協働的な学び（協働学習）」の三つに分類することができます。

ア 一斉学習

挿絵や写真等の拡大・縮小や、画面への書き込み等を活用して分かりやすく説明することにより、子供たちの興味・関心を高めることが可能となります。

例① 教師による教材の提示

教師が教材を提示する際に、大型提示装置や学習者用コンピュータに、画像、音声、動画等を拡大したり書き込みながら提示したりすることにより、学習課題等を効果的に提示・説明することができます。

例② 指導者用デジタル教科書・教材の活用

動画・アニメーション・音声等を含むデジタル教科書・教材を提示することにより、

子供たちの興味・関心の喚起につながるとともに、学習活動を焦点化し、子供たちの学習課題への理解を深めることができます。

イ 個別学習

デジタル教材等の活用により、自らの疑問について深く調べることや、自分に合った進度で学習することが容易となります。また、一人一人の学習履歴を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することが可能となります。

例① 調査活動

インターネットやデジタル教材を用いた情報収集、観察における写真や動画等による記録等、学習課題に関する調査を行うことが挙げられる。学習者用コンピュータ等を用いて写真・動画等の詳細な観察情報を収集・記録・保存することで、細かな観察情報による新たな気付きにつなげることができる。

例② 思考を深める学習

シミュレーション等のデジタル教材を用いた学習課題の試行により、考えを深める学習を行うことが挙げられる。試行を容易に繰り返すことにより、学習課題への関心が高まり、理解を深めることができる。また、デジタル教材のシミュレーション機能や動画コンテンツ等を用いることにより、通常では難しい実験・試行を行うことができる。

ウ 協働学習

学習者用端末や電子黒板等を活用し、教室内の授業や他地域・海外の学校との交流学习において子供同士による意見交換や発表等、互いを高め合う学びを通じて、思考力、判断力、表現力等を育成することが可能となります。

例① 協働での意見整理

学習者用端末等を用いてグループ内で複数の意見・考えを共有し、話し合いを通じて思考を深めながら協働で意見整理を行うことが挙げられる。クラウドサービスを活用するなどして、学習課題に対する互いの進捗状況を把握しながら作業することにより、意見交流が活発になり、学習内容への思考を深めることが可能となる。また、学習者用端末や大型提示装置に、クラウドサービスを活用してグループ内の複数の意見・考えを書き込んだスライドや、書き込みをしたデジタル教科書・教材を映すこと等により、互いの考えを視覚的に共有することができ、グループ内の議論を深め、学習課題に対する意見整理を円滑に進めることが可能となる。

例② 協働制作

学習者用端末を活用して、写真・動画等を用いた資料・作品を、グループで分担したり、協働で作業しながら制作したりすることが挙げられる。グループ内で役割分担し、クラウドサービスを活用するなどして、同時並行で作業することにより、他者の進み具合や全体像を意識して作業することが可能となる。また、写真・動画等を用いて作品を構成する際、表現技法を話し合いながら制作することにより、子供たちが豊かな表現力を身に付けることが可能となる。

(文部科学省 「教育の情報化に関する手引-追補版-」 参考)

<参考 Web サイト>

- ・「GIGA スクール構想の実現について」 文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm
- ・「生成 AI の利用について」 文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/other/mext_02412.html
- ・「StuDX Style」 文部科学省
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/>
- ・「教育の情報化に関する手引-追補版-(令和2年6月)」 文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html
- ・「次世代の教育情報化推進事業『情報教育の推進等に関する調査研究』」 文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1400796.htm
- ・「発達障害のある子供たちのための ICT 活用ハンドブック」 文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1408030.htm